

合同会社札幌介護 法令遵守(コンプライアンス)規程

(趣 旨)

第1条 合同会社札幌介護（以下「この法人」という。）は、組織及び法令遵守施策の実施・運営の原則を定め、この法人が高い倫理性を持って、役職員等が全ての法令等を遵守し、又は社会規範を尊重することにより、その事業活動の公正かつ適切な運営を目指す。

(目 的)

第2条 この法人が経営する介護保険事業、障害福祉サービス事業、その他福祉事業等の実施にあたり、関係法令を遵守し、かつ適正的確に業務を遂行し、各サービスの利用者等にとって安全安心な高品質サービスの提供となることを目的として、その具体的な方法等について必要な事項を定める。

(基本方針)

第3条 この法人の役員及び職員（以下役員及び職員という。）は、事業活動の業務遂行に際しては法令遵守を最優先とし、法人が行う全ての事業を適正に行うために、以下を法人の基本方針とする。

- 一 事業実施・サービス提供に際しては、全ての職員等が常に法令遵守に心がけ、違法となる行為は行わないものとする。
- 二 役員は、必要な場合には法令遵守のために法令遵守責任者を任命し、法令遵守全般にかかわる事項を所管し、法令遵守に関する各種施策の立案及び実施の統括・管理を担当させることができるものとする。
- 三 訪問介護事業所（以下、「事業所」という。）の管理者、サービス提供責任者（以下、「責任者」という。）は、介護保険法及び障害者総合支援法、その他法令の定めるところによる「従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。」等の責任者の責務として、事業所内における法令遵守体制を整え、事業実施を行なうものとする。

(法令遵守責任者)

第4条 役員は、法令遵守責任者を法人本部に1名配置するものとする。

法令遵守責任者：代表社員 熊木章次

- 2 法令遵守責任者は、法令遵守責任者及び法人本部の役職等と兼務することができる。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、部署の責任者と連携し、法令遵守の周知徹底を指導監督し、事業所の適正な事業運営を確保するための役割を担うものとする。

- 2 法令遵守責任者は、法人内の事業所が法令遵守のもと適正に事業が遂行されるよう、法人における「法令遵守」の責任者として、以下の業務を行うものとする。
 - 一 法人本部及び事業所の法令遵守のための組織体制に関する指導及び提案
 - 二 法令遵守に関する本規程等の制定及び改定に関する提案
 - 三 職員に対する法令遵守の周知徹底
 - 四 法令遵守状況の把握及び監査に対する指揮監督

- 3 法令遵守責任者は、事業所からの報告または職員からの通報等を踏まえ、法令違反事項と思われる事象を発見した場合には、法令違反状況等について事実関係を確認するとともに、速やかに必要な措置をとると共に法令遵守責任者へ報告を行なうものとする。

(役員の責務)

- 第6条 役員は、第3条に定める基本方針等に定める遵法精神のもと、日々の業務を行うものとする。
- 2 役員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、介護保険法、障害者総合支援法その他関係法令を理解するとともに遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。
 - 3 役員は、法令遵守の視点から違法行為及び疑わしい事象を発見した場合は、直ちに是正措置を講じなければならない。

(コンプライアンス委員会（法令遵守委員会）)

- 第9条 代表役員は、コンプライアンス委員会を設置し、以下の事項について執り行う。他研修や委員会と一体的に行うことも可能とする。
- (1) 法令遵守施策の検討と実施
 - (2) 法令遵守施策の実施状況のモニタリング
 - (3) 法令遵守違反事件についての分析・検討
 - (4) 法令遵守違反再発防止策の策定
 - (5) 法令遵守に関する研修計画の策定及び実施
 - (6) その他、法令遵守責任者が必要とする事項

(教育及び研修)

- 第10条 法令遵守に関する研修を、法人として企画実施し、この法人のすべての社員に法令遵守の周知徹底を図るものとする。

(業務実施状況報告)

- 第11条 各部署の責任者は、自主点検表などの資料を元に年に1回の頻度で実施状況の把握及び記録を行うこととする。

(改 廃)

- 第13条 この規程の改廃は、取締役会の決議を経て行う。

付則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。